

3 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスコード表

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
37 1121	予認知症共同生活介護 I 2	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	760 単位	760
37 1123	予認知症共同生活介護 I 2・夜	要支援2	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	737
37 2121	予認知症共同生活介護 II 2	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	748 単位	748
37 2123	予認知症共同生活介護 II 2・夜	要支援2	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	726
37 6304	予認知症身体拘束廃止未実施減算 I 2	身体拘束廃止未実施減算	介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	76 単位減算
37 6305	予認知症身体拘束廃止未実施減算 II 2	身体拘束廃止未実施減算	介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	75 単位減算
37 6110	予認知症対応型3ユニット夜勤職員2人以上の場合の減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数2人以上とする場合	介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	50 単位減算
37 6161	予認知症対応型夜間支援体制加算 I	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	50 単位加算
37 6171	予認知症対応型夜間支援体制加算 II	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅱ)	25 単位加算
37 6109	予認知症対応型若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算
37 6400	予認知症対応型入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合		246 単位加算
37 1550	予認知症対応型初期加算	ハ 初期加算		30 単位加算
37 6502	予認知症対応型退居時相談援助加算	ニ 退居時相談援助加算		400 単位加算
37 6133	予認知症対応型認知専門ケア加算 I	ホ 認知専門ケア加算	(1) 認知専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算
37 6134	予認知症対応型認知専門ケア加算 II		(2) 認知専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算
37 4001	予認知症対応型生活機能向上連携加算 I	ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算
37 4002	予認知症対応型生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算
37 6200	予認知症対応型栄養管理体制加算	ト 栄養管理体制加算		30 単位加算
37 6122	予認知症対応型口腔衛生管理体制加算	チ 口腔衛生管理体制加算		30 単位加算
37 6201	予認知症対応型口腔栄養スクリーニング加算	リ 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		20 単位加算
37 6361	予認知症対応型科学的介護推進体制加算	ヌ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算
37 6099	予認知症対応型サービス提供体制加算 I	ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位加算
37 6100	予認知症対応型サービス提供体制加算 II		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位加算
37 6101	予認知症対応型サービス提供体制加算 I 2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算
37 6102	予認知症対応型サービス提供体制加算 II		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位加算
37 6103	予認知症対応型サービス提供体制加算 III		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算
37 6108	予認知症対応型処遇改善加算 I	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 111/1000 加算	
37 6107	予認知症対応型処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 81/1000 加算	
37 6104	予認知症対応型処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 45/1000 加算	
37 6105	予認知症対応型処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
37 6106	予認知症対応型処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
37 6111	予認知症対応型特定処遇改善加算 I	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 31/1000 加算	
37 6112	予認知症対応型特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 23/1000 加算	
37 8300	予認知症対応型令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
37 8011	予認知症共同生活介護 I 2・超	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	760 単位	532
37 8013	予認知症共同生活介護 I 2・夜・超	要支援2	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	516
37 8111	予認知症共同生活介護 II 2・超	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	748 単位	524
37 8113	予認知症共同生活介護 II 2・夜・超	要支援2	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	508

介護従業者が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
37 9011	予認知症共同生活介護 I 2・欠	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	760 単位	532
37 9013	予認知症共同生活介護 I 2・夜・欠	要支援2	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	516
37 9111	予認知症共同生活介護 II 2・欠	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	748 単位	524
37 9113	予認知症共同生活介護 II 2・夜・欠	要支援2	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	508

ロ 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
39	1221	予短期共同生活介護 I 2	ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要支援2	788	1日につき	
39	1223	予短期共同生活介護 I 2・夜	(1)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	788 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		764
39	2221	予短期共同生活介護 II 2	(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要支援2			776
39	2223	予短期共同生活介護 II 2・夜	(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	776 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		753
39	6110	予短期共同3ユニット夜勤職員2人以上の場合の減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	50 単位減算	-50	
39	6161	予短期共同夜間支援体制加算 I	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算 (I)	50 単位加算	50	
39	6171	予短期共同夜間支援体制加算 II		夜間支援体制加算 (II)	25 単位加算	25	
39	6121	予短期共同認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)		200 単位加算	200	
39	6109	予短期共同若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120	
39	4001	予短期共同生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	1月につき
39	4002	予短期共同生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
39	6099	予短期共同サービス提供体制加算 I	ル サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位加算	22	1日につき
39	6100	予短期共同サービス提供体制加算 II		(2)サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位加算	18	
39	6101	予短期共同サービス提供体制加算 I 2		(2)サービス提供体制強化加算 (I)ロ	12 単位加算	12	
39	6102	予短期共同サービス提供体制加算 II		(3)サービス提供体制強化加算 (II)	6 単位加算	6	
39	6103	予短期共同サービス提供体制加算 III		(3)サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位加算	6	
39	6108	予短期共同生活処遇改善加算 I	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 111/1000 加算		1月につき
39	6107	予短期共同生活処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 81/1000 加算		
39	6104	予短期共同生活処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 45/1000 加算		
39	6105	予短期共同生活処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算 (IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
39	6106	予短期共同生活処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算 (V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
39	6111	予短期共同生活特定処遇改善加算 I	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 31/1000 加算		
39	6112	予短期共同生活特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 23/1000 加算		
39	8300	予短期共同生活令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
39	8111	予短期共同生活介護 I 2・超	ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要支援2	定員超過の場合	552	1日につき
39	8113	予短期共同生活介護 I 2・夜・超	(1)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	788 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	535	
39	8211	予短期共同生活介護 II 2・超	(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要支援2		543	
39	8213	予短期共同生活介護 II 2・夜・超	(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	776 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	527	

介護従業者が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
39	9111	予短期共同生活介護 I 2・欠	ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要支援2	介護従業者が欠員の場合	552	1日につき
39	9113	予短期共同生活介護 I 2・夜・欠	(1)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	788 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	535	
39	9211	予短期共同生活介護 II 2・欠	(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要支援2		543	
39	9213	予短期共同生活介護 II 2・夜・欠	(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	776 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	527	